

資料 1

自治基本条例内部検証報告書

令和7年12月

総務企画部企画課

目 次

1 はじめに	PI
2 内部検証内容	PI
3 本市を取り巻く社会情勢の変化	PI
4 内部検証結果	P3

1 はじめに

本市では、3年半にわたる議論と市民ワーキンググループをはじめとした多くの市民の参画を経て、平成 26 年 4 月 1 日に日田市自治基本条例（以下「本条例」といいます。）を施行しました。

本条例第 29 条には、施行の日から 4 年を超えない期間ごとに、本条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を行うことが規定されています。

施行後 4 年目の平成 29 年度には市民まちづくり集会を開催して条例を検証し、自治基本条例見直し検討委員会による見直しの検討を行いました。

施行後 8 年目の令和 3 年度には自治基本条例に関するアンケートの実施や自治基本条例見直し検討委員会による検証結果に関する検討を行いました。

施行から 12 年目を迎える今年度は、自治基本条例に関するアンケートや、日田市と日田市内高等学校等との包括連携協定に基づく高校生まちづくり意見交換会を実施し、日田市自治基本条例見直し検討委員会による検証結果に関する検討を行います。

今回、この検討に先立ち、行政評価等の結果を用いた内部検証を実施し、検討を行うための基礎資料として報告書を作成しました。

2 内部検証内容

内部検証は、本条例第 29 条第 1 項の規定及び逐条解説により、以下の点に関して行いました。

（1）行政評価等による取組状況の確認

本条例に関連して実施した市の事業等を取りまとめ、条例推進に必要な取組が実施されているかを確認しました。

（2）規定の確認

社会情勢の変化に対応した条例の規定となっているかを確認しました。

3 本市を取り巻く社会情勢の変化

（1）人口の減少と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少が続いています。総務省統計局の人口推計によると、令和 7 年 5 月 1 日時点の総人口は約 1 億 2,334 万人で、前年同月比で約 60 万人（0.48%）減少しています。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（令和 5 年推計）では、この減少傾向が今後も継続し、2056 年には 1 億人を割って約 9,965 万人となり、2070 年に約 8,700 万人になると見込まれています。

本市においても、昭和 30 年の 99,948 人をピークに人口減少が続いています。令和 2 年国勢調査時点では 62,657 人でしたが、令和 7 年に入ってからの住民基本台帳に基づく毎月公表値では、例えば 10 月末時点では 59,388 人と、減少傾向が続いています。

本市の年齢構成について、令和 2 年 10 月時点では年少人口割合（15 歳未満人口が総人口に占める割合）が 12.4%、老人人口割合（65 歳以上人口が総人口に占める割合）が 35.8% でした。平成 27 年国勢調査と比較すると、年少人口割合は 0.5 ポイント低下し、老人人口割合は 3.1 ポイント上昇しています。令和 7 年度時点においても、少子化の進行と高齢化の進展により、年少人口割合のさらなる低下と老人人口割合の上昇が続いていると見込まれ、出生数の減少と高齢層の増加が地域の人口構造に一層影響を及ぼしています。

（2）地方創生

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度な人口集中を是正し、地域ごとに暮らしやすい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的として、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

また、地域再生法に基づく交付金（地方創生推進交付金等）により、自治体の自主的・主体的な先導的取組を引き続き支援しています。

令和 7 年度においても、人口減少対策、関係人口・移住定住の促進、デジタルの活用による地域課題解決、地域産業の高付加価値化、子育て・教育環境の充実など、各地域の実情に応じた取組が重点的に推進されています。

（3）大規模災害

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や、その後も頻発する大規模自然災害の教訓を踏まえ、国は引き続き防災・減災の取組を推進しています。一方で、人口減少や高齢化といった地域を取り巻く環境の変化が進行する中、施設や設備の整備のみで安全・安心なまちを実現することは一層困難になると想定されています。

本市においても、「平成 24 年 7 月の九州北部豪雨」、「平成 28 年 4 月の熊本地震」、「平成 29 年 7 月の九州北部豪雨」、「令和 2 年 7 月豪雨」などの大規模災害を経験していることや、令和 7 年 7 月には南海トラフ地震の防災対策推進地域に新たに追加されたことから、引き続き地域の実情に即した災害対応の強化が求められています。

（4）持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組

SDGs（持続可能な開発目標）は、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など、人間活動に起因するさまざまな課題に対応し、将来にわたり誰もが豊かに暮らせる社会を実現するため、平成 27 年に国連が採択した国際目標です。国においては「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、地方公共団体における SDGs の達成に向けた取組の普及・促進を進めています。

本市においても、まちづくりの基本的な方向は、SDGs が掲げる 17 のゴールの目指す方向性と一致しており、市政の着実な推進を図ることが、SDGs の目標達成につながるものと考えています。令和 7 年度においても、引き続き SDGs の理念を踏まえた施策を展開し、持続可能で誰一人取り残さない地域社会の実現を目指します。

(5) 新型コロナウイルス「5 類」移行

新型コロナウイルス感染症は、令和 2 年 1 月に国内で初の感染者が確認されて以降急速に拡大しました。国においては感染症法に基づき「新型インフルエンザ等感染症」に分類し、2 類感染症相当として取り扱うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用した各種の感染防止対策を講じました。感染状況がピークを越えたことから、令和 5 年 5 月 8 日には感染症法上の位置づけが 5 類感染症となりました。

令和 5 年 5 月 8 日時点、国内の累計は感染者 33,802,739 人、死亡者 74,669 人が確認されています。また、同時点での大分県全体の累計は 305,980 人となっています。

本市は大分県西部医療圏に属しており、これまで大分県や保健所等と連携しながら、新型コロナウイルス感染症対策を実施してきました。

4 内部検証結果

(1) 行政評価等による取組状況の確認

取組状況の詳細は、別添のとおりです。

本条例については、「市民参画」、「協働」、「情報共有」の3つがポイントとされており、主に「第 6 章 市民参画及び協働」に規定されています。

関連する主な取組として、第 21 条(市民参画)に関して、「各地区振興協議会や自治会等からの要望に対する『要望事項』『回答内容』『回答後の具体的な対応』を整理したものを市ホームページで公表」、第 22 条(協働)に関して、「市民サービス協働事業の実施、まちづくり活動推進事業の実施、周辺地域活性化対策事業の実施」、第 23 条(自然環境、歴史及び文化の保全等)に関して、「ひた市民環境会議の運営」「天瀬地区の自然環境調査の実施及び展示」「有形、無形文化財保存継承のための各団体等への補助」、第 24 条(地域課題)に関して、「中津江・上津江・大山地区の住民自治組織支援」が挙げられ、市民参画の推進に必要な取組が進められています。

一方で、隔年で実施している「日田市市民意識調査」において、「市政に参画する機会があった場合、どれに参画したいと思いますか」という設問に対し「参画したいとは思わない」と回答した方の割合が約 4 割あったことから、市政に関する市民参画の在り方について検討する必要があると考えられます。

また、市民参画関連以外の本条例に関連して実施した市の事業等については、条例推進に必要な取組が概ね実施されていると考えます。

(2) 規定の確認

社会情勢の変化に対応した条例の規定となっているかを確認しました。

① 地方創生

本市では、平成 28 年 2 月に「日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種の施策を進めてきました。その後、令和 2 年 3 月には「第2期 日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和 6 年 3 月には「若い世代が残れる・戻れる・住みたいと思うまちを創る」ことを基本目標として、「第3期 日田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この戦略は、第6次日田市総合戦略第3期基本計画の重点施策として位置付けられていることから、地方創生に関する内容は、第 13 条(計画的な市政運営)に規定されていることを確認しました。

② 大規模災害

「平成 24 年7月九州北部豪雨」や「平成 28 年熊本地震」、「平成 29 年7月九州北部豪雨」、「令和 2 年 7 月豪雨」といった大規模災害が相次ぐ本市では、「次の災害に備える」ことを前提とした災害に強いまちづくりが求められています。このような中、平成 29 年度、令和 2 年度には、「復旧・復興推進計画」を策定するなど、次に備える防災体制の強化・見直し等に取り組んできました。

大規模災害の発生時や災害に備えるための取組に関する内容は、第 26 条(危機管理)に規定されていることを確認しました。

③ 持続可能な開発目標(SDGs)に対する取組

持続可能な開発目標(SDGs)に関する本条例の規定として、「ゴール 4 質の高い教育をみんなに」は第 8 条(子どもの権利等)に、「ゴール 11 住み続けられるまちづくり」は第 13 条(計画的な市政運営)、第 15 条(財政運営)、第 24 条(地域課題)、第 26 条(危機管理)、「ゴール 15 陸の豊かさも守ろう」は第 23 条(自然環境、歴史及び文化の保全等)に、「ゴール 17 パートナーシップで目標を達成しよう」は第 7 条(地域コミュニティの役割等)、第 22 条(協働)、第 27 条(市内外の人々等との交流及び連携)、第 28 条(他の自治体及び国等との連携)に規定されていることを確認しました。

④ 新型コロナウイルス「5 類」移行

新型コロナウイルス感染症に対しては、令和 2 年 4 月 7 日の新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく緊急事態宣言を踏まえ、同法第 34 条に基づき、日田市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、各部署間で連携して各種取組を進めました。

本市は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」や感染症法等の関係法令や、第 28 条(他の自治体及び国等との連携)に基づき、国及び県と連携を図りつつ、主体的に新型コロナウイル

ス感染症対策を講じて來ております。ポスト感染症対策としても同様の考え方のもとで対応していくことから、国及び県との連携に関連する内容は、第28条（他の自治体及び国等との連携）に規定されていることを確認しました。

新型コロナウイルス感染症の流行以降、日本国内では、人々の行動や価値観が大きく変化しました。とくに情報通信の分野では変化が著しく、スマートフォンの普及により、インターネットやSNSが情報収集・情報発信の中心的な手段となっています。自治体が行う情報発信は、市民参画による協働のまちづくりを推進するうえで、とても重要です。そのため、市が積極的に情報を提供していくことに加え、その内容をできるだけ分かりやすい表現で伝えることが求められています。

本市においても、日田市自治基本条例に基づき、こうした情報発信に取り組んできており、情報の公開や取り扱いに関する事項は、条例第19条（情報の公開及び管理等）に規定されています。

以上、本条例第29条第1項に関する逐条解説に規定されているとおり、「行政評価等の結果を活用して条例の推進に関連する取組」を検証した結果、概ね評価できるものであり、かつ社会情勢の変化に対応したものであると考えます。